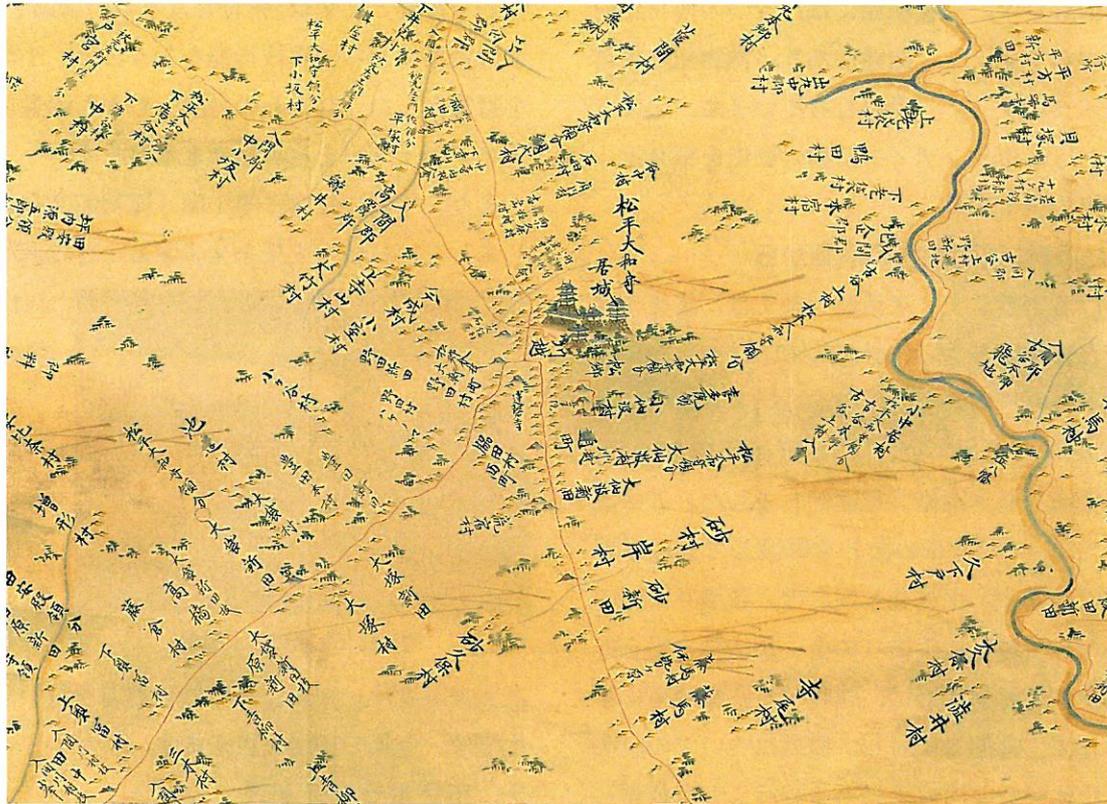


# 博物館だより

第72号



伊能図大図写 第88号 武蔵 (国立国会図書館蔵)

## 伊能図に描かれた川越

上掲の絵図は、伊能忠敬が作成した「大日本輿地全図」(伊能図)をもとに、明治6年(1873)に模写した絵図の川越城部分を拡大したものです。忠敬が作成した絵図は、縮尺の違いにより、大中小があり、これは縮尺の一番小さい大図と呼ばれ、およそ36,000分の1の絵図になります。

この絵図で特に目を引くのは「松平大和守居城」と書かれた川越城です。三層の天守閣と複数の櫓で構成された城郭として描かれているように見えます。しかし、実際の川越城に天守閣はありませんでした。天守閣を持たない忍城(現行田市)も同様に描かれ、実際に見て描いたものではないようです。

絵図にある赤い線は道です。川越城の側にある交差点は現在の札の辻です。札の辻から下へ伸びる道が分かれる場所は、現在の仲町の交差点です。分かれた道の右側は川越街道で、岸村を通り大井宿へ向かいます。左側のもう一方は入間川街道で、入間川村(現狭山市)から八王子へ向かう道です。これらの

道は実際に伊能忠敬が測量しながら歩いた道で、道沿いの村名とその領主名が記されています。

忠敬が川越城下に来たのは、文化11年(1814)5月19日のことでした。翌20日宿泊先の江戸町(現大手町)を出た一行は、川越町内や喜多院周辺を測量します。その後、川越街道をたどり、23日に江戸へ戻りました。文化8年11月に九州地方の調査のために江戸を出発してから、3年の月日が経過していました。

文化13年(1816)3月27日、扇町屋宿(現入間市)を出発した伊能忠敬一行は、入間川村(現狭山市)を通り、再び川越城下を訪れます。日本図完成に向けた補足のため江戸や武蔵国に来たのが、忠敬にとって最後の調査となりました。

日本図の完成は文政4年(1821)で、忠敬没後から3年が経過していました。彼が使用した測量器具と測量の様子を記した日記は国宝に指定され、伊能忠敬記念館に所蔵されています。日記からも、忠敬が見た200年前の川越の様子がうかがえます。

# 川越市立博物館におけるボランティア活動

川越市立博物館は、平成2年3月1日の開館以来、講座や教室など様々な教育普及事業を開催しています。その際、欠かせないのが同好会と博物館ボランティアの方々の活躍です。現在当館には、5つの博物館同好会と3つのボランティア組織があり、博物館の事業を支援するボランティア活動を行っています。ここでは、当館におけるボランティア活動の歴史を振り返ってみたいと思います。

## 1 始まりは博物館同好会の活動から

当館におけるボランティア活動の歴史は、講座や教室を受講した方々が、さらに継続して学びたいという希望で組織された、同好会の活動から始まります。

開館まもない平成2年度、「川越唐棧手織りの会」を講師に「機織り基本講座」を開催しました。この講座を受講した方々が、「華の会」を創設して体験学習室で活動を始めます。平成4年度には、機織り講座の講師であった「川越唐棧手織りの会」が活動の場を博物館に移します。博物館では、体験学習室を利用する際の条件として、来館者に対し、機織りについての説明や実演、また体験などのサービスを行うことを依頼しました。

平成7年度には、「華の会」「川越唐棧手織りの会」



同好会による機織り実演(平成10年頃)

と博物館との間で、体験学習室での活動について協議され、毎週土・日曜日は唐棧織り、毎週火・水は裂き織りを来館者が体験できるようにしました。その後上記の会以外にも、博物館の教室を受講した方々により「川越古文書同好会」(平成4年度)、「川越縄文土器の会」(平成5年度)が発足、そして、「華の会」と「川越唐棧手織りの会」の有志が、古い時代の織物を研究する「機織り委員会」(平成8年度)を立ち上げました。

平成7年度頃には、当館における同好会の位置づけ

が固まります。同好会では、それぞれの対象分野の知識を深めることに加えて、博物館事業にボランティアとして協力することが、会の目的になっています。具体的な活動としては、教育普及事業の講師をすること、学校授業において実技指導を行うこと、小学校3年生を対象とした「むかしの勉強・むかしの遊び」展の学習アドバイザーを務めることなどです。

また、平成13年度に第1回「博物館文化祭」を開催しました。日頃の成果を発表することで同好会活動を



博物館文化祭の展示風景

宣伝し、相互の交流を促進することが目的です。また、会期中来館者に機織り体験・縄文土器の文様作り・古文書解読サービスなどの体験指導を行いました。文化祭は、今年で10回を数えます。

## 2 市民ボランティア

教育普及事業を数年続けていくと、受講者のなかで頻繁に参加してくれる、いわゆる「常連さん」と呼ばれる方々が現れます。事業にも積極的に協力してもらえるようになり、博物館もなにかと頼りにするようになっていきました。講座の受付や教室の準備作業から始まり、平成13年度には、ミニ展示「むかしの勉強・むかしの遊び」の学習アドバイザーとして学習支援に参加していただきました。

さて、平成14年度社会教育調査(文部科学省)による



学習アドバイザーによる学習支援

と、登録博物館・博物館相当施設の約28パーセントが博物館ボランティアを導入しており、ちょうどこの頃、

ボランティアの導入が全国の博物館で検討されていました。当館でも、支援していただける方々の位置づけを明確にすべき時期にありました。

当館では、平成15年度の教育普及係の課題として



「ボランティア活動における市民参加の機会の整備」を掲げ、同年「市民ボランティア」を立ち上げ、7名が登録

されました。市民ボランティアによる子ども体験教室の指導

この時の活動要綱によると、市民ボランティアの活動として①子ども対象事業の体験指導・教材の準備・受付等当日の運営②おとな対象事業の受付等当日の運営③ミニ展示「むかしの勉強・むかしの遊び」の学習アドバイスがあげられています。博物館主催事業の常連さんから出発した市民ボランティアですが、さらなる発展を期して平成17年度から、市の広報紙による公募を始めました。この時の登録者は10名でした。それまでの活動内容に加え④野外博物館教室の引率⑤川



これは現在に引き継がれています。登録者数は、次年度には20名と順調に増え、現在41名の市民ボランティア

が活動しています。市民ボランティアによる蔵造り資料館ガイド

### 3 ジュニアボランティア

平成14年度から学校週5日制が完全実施になりました。当館では、子どもたちに土曜日の活動の場を提供するため、土曜体験教室を12回から24回に増やしました。また、博物館への関心を深め、ボランティア活動にも関心をもってもらおうと、小学生を対象にボランティアの募集を始めました。平成14年度、博物館に近い小学校を対象に募集を行ったところ、14名の応募



ジュニアボランティアによる受付

があり「子どもボランティア」の名称で発足しました。15年度には近隣の小中学生、平成16年度からは高校生まで対象を広げ、名称も「ジュニアボランティア」に変更して募集を始めました。活動内容

は、土曜体験教室(現子ども体験教室)において受付や参加者の支援を行うことです。平成23年度からは、市の広報紙で募集を行うようになりました。

### 4 松平大和守家資料を読む会

最近設立されたのが「松平大和守家資料を読む会」です。松平大和守家資料とは、川越城主であった松平大和守家の<sup>右筆</sup>が、日々起こったことを記録したもので、原資料は前橋市立図書館が所蔵しています。川越にとって重要な歴史史料ですが、100年間の記録は膨大で、なかなか翻刻事業に手をつけることができませんでした。そこで、翻刻ボランティアの養成のため、平成24・25年度の古文書講座中級編の際、「松平大和守家資料」をテキストに採用し、受講後に翻刻作業への協力を呼びかけました。平成24年度は20名が登録し、月に1回集まり翻刻出版に向けて作業を行っています。

以上、当館におけるボランティア活動の歴史をまとめてみました。活動開始から20年余、現在では、同好会と博物館ボランティアの協力なしには博物館事業を運営できません。一方ボランティア活動を行う方々にとって、博物館での活動は魅力的でしょうか。博物館が期待することとボランティア活動を行う方々が望むことが離れてしまわないよう、互いにとってよりよい関係を持続させていかなければなりません。今年度、同好会と博物館ボランティアは、総勢147人で活動を開始しました。博物館では、一人一人の声を聞きながら、ボランティア活動の進化を模索していきたいと考えています。

(教育普及担当 田中敦子)

# 裁許絵図という村絵図 —池辺村と豊田本村の水争いをめぐって—

## はじめに

時は延宝8年(1680)8月。幕府では、生類憐れみ令で有名な5代將軍徳川綱吉、川越藩は松平信輝の時代。現在の川越市池辺に端を発する前川用水をめぐって、池辺村と豊田本・小室・小ヶ谷村と水争いが起きました。この争いを、幕府が裁いた絵図(裁許絵図)が、豊田本自治会所蔵の古文書の中に残されています。

絵図の大きさは、縦147cm・横171cmです。池辺村を中心に描いたこの絵図の裏には判決(裁許)が記されています。残念ながら、この争論の関係資料は他にありませんが、どのようにこの絵図が作成されたのか、一般的な例を参照して考えてみましょう。

## 1 裁許絵図の作成過程

### (1) 裁許絵図とは

裁許絵図とは、裁判の判決(裁許)を、絵図と文章で記したもので、その結果定められた地境を太い黒線

(墨筋)で絵図の中に記したものが多くあります。

江戸時代は、支配を受ける領主によって、訴状を提出する場所が異なりました。訴訟の原告と被告が同じ領主の場合は、その支配の役所で裁判が行われました。例えば、原告被告の両者が川越藩領の村であった場合、藩庁のある川越城で吟味されました。

それでは、原告被告の支配が異なる場合はどうなるのでしょうか。例えば、原告の領主が旗本Aで、被告は旗本Bや川越藩などの場合、評定所と呼ばれた幕府の法廷で裁判の審理が行われました。この評定所は江戸城のそばにあり、勘定奉行、町奉行、寺社奉行の三つの奉行所の長官が主な構成員でした。

この絵図の場合、原告池辺村は当時旗本加藤氏の領知でした。それに対して、被告豊田本村は旗本稲富氏他2名、小室村は旗本三枝氏、小ヶ谷村は旗本天野氏他1名と、原告被告の領主は異なっていたため、評定所で吟味が行われたと考えられます。

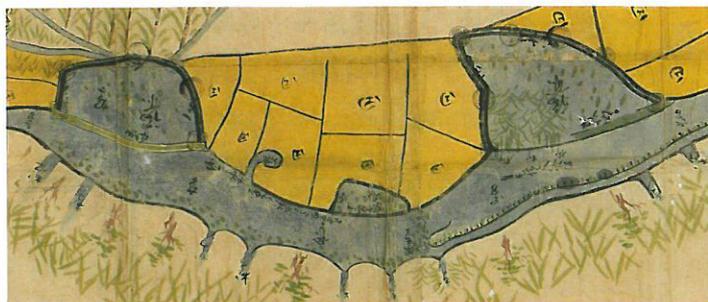


写真1 裁許絵図の論所部分



写真2 延宝8年裁許絵図(豊田本自治会蔵)

## (2)江戸時代の裁判の流れ

次に江戸時代の裁判の流れを簡単に見ましょう。

### ①原告が訴状を提出

原告が勘定奉行所などの法廷へ訴状を持っていきます。現在は地方裁判所やその支部へ訴状を提出しますが、当時は江戸にある奉行所へ行くしかありませんでした。ここでは、池辺村が旗本領のため勘定奉行所へ訴状を提出したと考えられます。

### ②奉行所で訴状が受理

次に、訴状が受理されると、奉行所へ出頭する日程や被告に答弁書を持参することが訴状の裏側に記されます。訴状は古い呼び名で目安と呼ばれたため、この文章を目安裏書と言いました。この目安裏書には勘定奉行・町奉行・寺社奉行の三奉行の捺印が必要でした。それぞれの奉行から目安裏書に印鑑をもらい受ける作業は原告の責任で行われました。

### ③原告が訴状を被告に見せる

原告は、目安裏書を被告に見せるところまで行う必要がありました。この事例では、原告池辺村は江戸へ訴状を出し目安裏書と奉行の捺印をもらって、再び地元にもどり、被告豊田本村などへ、この訴状とその裏書を見せたと考えられます。

土地をめぐる裁判の場合、原告が訴状を提出した後、出頭日と返答書の提出が、目安裏書で記された点は変わりませんが、これに加えて立会絵図という絵図を作

成し提出することが命じられます。

### ④原告と被告による立会絵図の作成

この立会絵図というのは、原告と被告の双方が共同して作成する絵図のことです。原告被告の両者が同じ場所に立ち会って作成するため、このように呼ばれています。絵図の作成は絵師が行います。原告被告それぞれが1人ずつ絵師を選び、合計2名の絵師によって絵図が作成されました。

通常、立会絵図が作成される前に、絵師たちは地元の神社において起請文きしょうもんと呼ばれた証文を書いて誓約しました。それは、事実在即して絵図を作成することを神前において誓い合う儀式でした。

### ⑤被告による返答書の作成

被告は、原告の訴状に記された内容について、反論の書類(返答書)を作成します。ここでは、被告の豊田本・小室・小ヶ谷の3か村が共同で返答書を作成したと考えられます。

### ⑥原告被告の双方が評定所へ出頭

原告被告の双方が、完成した立会絵図と返答書を持参して、江戸にある評定所へ出頭します。そこでは、双方がそれぞれの主張を述べ、奉行から吟味をうけます。通常裁判は一度で結審することはなく、数か月間裁判が続くこともありました。その間は江戸に滞在せねばならず、滞在費用がかかりました。

### ⑦評定所から判決(裁許状)が下る

奉行の吟味の結果、判決が下されます。立会絵図をもとに裁許絵図が作成され、絵図の中に判決で確定した境界を描きます。また、絵図の裏には裁許文が記されます。場合によって、村が作成した立会絵図をそのまま利用して、裁許文を記して裁許絵図とすることもありました。

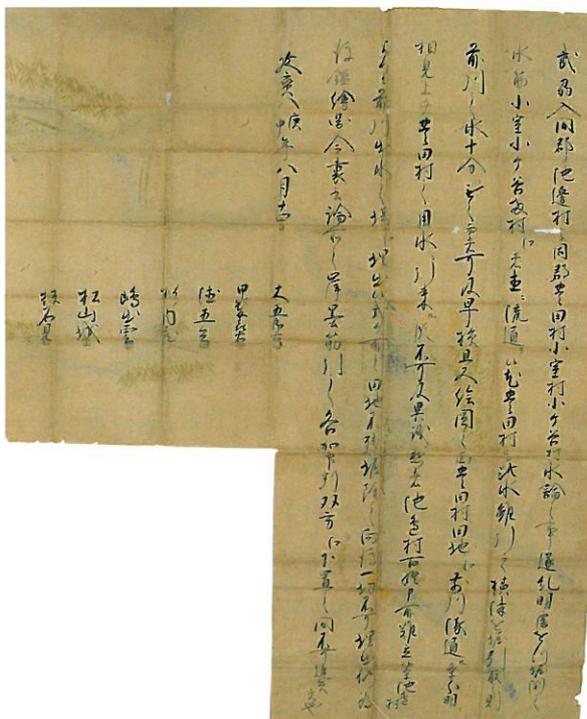


写真3 裁許絵図の裏書部分

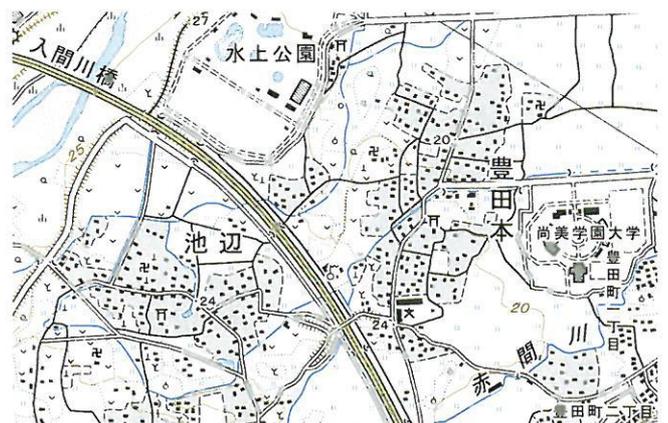


図 池辺村付近の現況図(国土地理院発行1/25,000地形図「与野」)

## 2 延宝の裁許絵図を読み解く

それでは、次に延宝の裁許絵図を読み解きましょう。

この絵図は原告池辺村を中心に描き、右に被告豊田本村、右上に小室・小ヶ谷村が簡単に記されています。藍色は水で、池辺村を通る2本の用水路が左から右に流れています。朱色は道で、用水路をまたぐ部分には橋が描かれています。

用水路の側にある黄色で描かれている部分は田です。これらの田を作付けするためには、用水路の水が必要だったことがうかがえます。また用水路の周りには水草が描かれ、蒲や葦などの草が生える湿地のような土地であることもわかります。

2本の用水路のうち、下の部分に注目すると、用水路に隣接して「論所」と書かれた水たまりが2か所あることに気がきます(写真1参照)。この部分は黒色で太く線が引かれ、その部分に黒い丸がいくつも見えます。土地をめぐる争論の場合、問題となっている係争地を論所と呼びます。そのことから、どうやらこの2か所の沼をめぐる、原告池辺村と被告豊田本村などが争っていることがわかります。

次に、争論の内容について、絵図の裏に書かれた裁許文(写真3)を検証しましょう。上の用水路について、小室・小ヶ谷両村へは用水が直接流れ、豊田本村では横溝を掘って取水しているが、下の用水路(前川用水)の水が十分でないと、豊田本村の田は日照りで稲が育たない(「旱損」)と記されています。

また絵図からも、用水が豊田本村へ流れているのは明らかなので、下の用水路が豊田本村の用水として使われているのは言うまでもない(「不可及異議」)と、幕府の奉行たちの判断が記されています。

最終的に、原告池辺村の主張は退けられ(「池辺村百姓申所難立」)、被告豊田本村などの主張が認められました。具体的には、下の用水路の淵を造成して2か所の田にした部分は、土を掘り出して元のような湿地に戻し、今後新たに造成しないよう幕府は命じました。後のため、論所の部分に「墨筋」を引き、各奉行たちが捺印したと記されています。

つまり、争論前は絵図の論所部分が田であったことがわかります。そうすると、この絵図は裁許ののちに田を掘り返して再び湿地に戻した様子を描いているこ

とになります。論所のまわりに見られた黒い丸は、奉行たちの印鑑であったことがわかります。

裁許文に続いて記されたのが、判決を下した幕府の奉行たちです(写真4)。勘定頭(勘定奉行)・町奉行・寺社奉行の三奉行の合計7名の名前とその下に印鑑が捺されています。

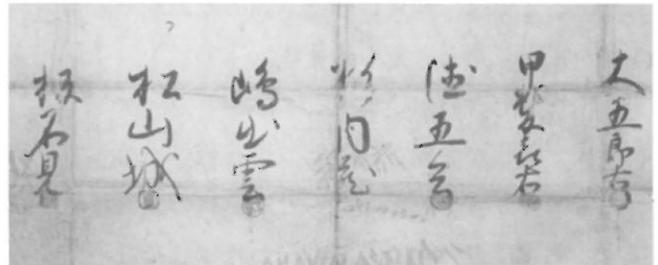


写真4 裁許絵図の裏書(写真3)にある奉行の連印部分

表 奉行の一覧

	記載	役職	人名
1	大五郎右	勘定頭 (勘定奉行)	大岡五郎右衛門重清
2	甲斐喜右		甲斐庄喜右衛門正親
3	徳五兵		徳山五兵衛重政
4	杉内蔵		杉山内蔵允正昭
5	嶋出雲	町奉行	嶋田出雲守直澄
6	松山城	寺社奉行	松平山城守重治
7	板石見		板倉石見守重道

### おわりに

わずか2か所の田んぼの造成を認めよと訴えた池辺村に対して、それを承知しない豊田本村。このような水をめぐる争いは、今以上に実際の収穫を左右する非常に重要な問題であったことでしょう。一枚の絵図から、そのような江戸時代の人々の生産にかける切実さがうかがえます。

(学芸担当 宮原一郎)

### 追記

この絵図は、今年の3月29日～5月11日にかけて、第40回企画展「絵図で見る川越」で展示したものです。幕府の裁判制度については、小早川欣吾氏『増補近世民事訴訟制度の研究』(名著普及会、1988年)、一般向けとして、渡辺尚志氏『武士に「もの言う」百姓たち 裁判でよむ江戸時代』(草思社、2012年)を参照。裁許絵図については、杉本史子氏『領域支配の展開と近世』(山川出版社、1999年)、宮原一郎「近世前期の争論絵図と裁許」(『徳川林政史研究所研究紀要』第37号、2003年)を参照。

# Information

平成26年度の博物館行事です。(12月まで)

## 展覧会・講座・教室 etc.

●…一般向け事業 開催日 講座名  
○…子ども向け事業 内容 申込開始日

7月		19日(土)～ 第24回収蔵品展「暮らしと収納—今と比べる昔の収納具—」	○26(土)・27(日) 夏休み特別企画 遊びの時間 申込不要	○24(木) 夏休み子ども体験 ミニ縄文土器を作ろう 7/2	○30(水) 夏休み子ども体験 探検!となりのまちの博物館 7/3
8月		第24回収蔵品展「暮らしと収納—今と比べる昔の収納具—」	○7(木)、9(土) 夏休み子ども体験 ミニ灯笼を作ろう 7/4	○23(土) 夏休み子ども体験 親子で木をつかって遊ぼう 7/8	○30(土) 子ども体験教室 布ぞうりを作ろう 8/1
9月		～7日(日) 第24回収蔵品展	○13(土) 子ども体験教室 水引で飾りを作ろう 9/2	○27(土) 子ども博物館教室 エコテープで 縄文ポシェットを作ろう 9/4	●28・10/5・12(日) 古文書講座 中級編
10月		11日(土)～ ギャラリー展示「東上線100年」	○4(土) 子ども体験教室 和楽器体験—三味線・琴に挑戦— 9/3	●18(土) 野外博物館教室 川越まつりの山車曳き体験	○11(土) 子ども体験教室 ミニ掛け軸作り 10/1
		18日(土)～ 柳澤吉保没後300年記念特別展	●26(日)・11/8(土)・16(日) 博物館歴史講座 柳澤吉保とその時代 10/3		
11月		～6日(木) 「東上線100年」	○15(土) 子ども体験教室 土笛・土鈴作り 11/1	○22(土) 子ども体験教室 華道体験 11/2	●22(土) 講演会 柳澤吉保と松陰日記
		柳澤吉保没後300年記念特別展「柳澤吉保とその時代—柳沢文庫伝来の品々を中心に—」	●1(土) 野外博物館教室 柳澤吉保ゆかりの六義園を歩く	●3(月・文化の日) 民俗芸能実演 老袋の万作	
12月		6日(土)～14(日)「博物館文化祭」	○20(土) 子ども体験教室 お正月飾りを作ろう 12/2		

※変更の可能性もあります。申込方法も含め、詳細については「広報川越」またはホームページを御覧ください。お問い合わせは博物館まで。

## ●平成25年度● 利用状況 博物館・川越城本丸御殿・川越市蔵造り資料館

博物館・川越城本丸御殿・川越市蔵造り資料館とも、平成25年度中に、多くの皆様に御来館いただき、誠にありがとうございました。今後も、より多くの方に御満足いただけるよう、常設展示・企画展示の充実を図っていきたくと考えています。

皆様の御来館を心よりお待ちしております。

施設区分	25年度入館者数				1日平均入館者数	開館日数
	一般	大学生 高校生	中学生 以下	合計		
博物館	53,080	2,905	35,372	91,357	321	285
川越城本丸御殿	105,626	4,541	26,122	136,289	460	296
川越市蔵造り資料館	49,733	2,683	26,215	78,631	263	299

没後300年記念特別展(博物館・美術館共催)

# 柳澤吉保とその時代

— 柳沢文庫伝来の品々を中心に —

会期：10月18日(土)～12月1日(月)



柳澤吉保没後300年という節目の年を記念して、吉保ゆかりの資料を中心に展示します。特に初めて、現存する吉保像四幅が一堂に会することとなりました。ぜひこの機会にご覧下さい。[四幅が展示される期間11月5日(水)～12月1日(月)]

柳澤吉保像(山梨県指定文化財) 甲府市一蓮寺蔵  
美術館との特別展共通入館券(600円)あり

## 平成26年新作名刀展 —現代の刀工・刀職—

会期：9月13日(土)～9月28日(日)

公益財団法人 日本美術刀剣保存協会と共催

## ギャラリー展示「東上線100年」

会期：10月11日(土)～11月6日(木)

今年開通100年を迎えた東武東上線を写真と資料で振り返ります。

## 第24回收藏品展

### 暮らしと収納 —今と比べる昔の収納具—

会期：7月19日(土)～9月7日(日)



寄贈していただいた貴重な資料等の中から、収納にかかわる民具を中心に展示します。“収納”は今も昔も変わらずに私たちの頭を悩ませる問題です。散らばらないように、美しく整理するには収納の道具や方法に工夫が必要であり、そこには時代を問わない“技”が込められています。本展示ではそんな先人たちの知恵や職人の技の一端を紹介致します。

## 利用の御案内

### ◆入館料

区分	博物館	川越城 本丸御殿	川越市 蔵造り 資料館	共通入館(観覧券)			
				●博物館 ●美術館	●博物館 ●本丸御殿 ●蔵造り 資料館	●博物館 ●本丸御殿 ●蔵造り 資料館 ●美術館	●博物館 ●本丸御殿 ●蔵造り 資料館 ●美術館 ●まつり 会館
一般	200円 (160円)	100円 (80円)	100円 (80円)	300円	300円	450円	650円
大学生 高校生	100円 (80円)	50円 (40円)	50円 (40円)	150円	150円	220円	450円

※( )内料金は、団体[20名以上、1名につき]の場合

◆開館時間 午前9時から午後5時まで(ただし入館は午後4時30分まで)

◆休館日 月曜日(休日の場合は翌日の火曜日)※平成26年10月20日は開館  
第4金曜日(休日を除く)年末年始(12月28日～1月4日)  
館内消毒(6月下旬)特別整理期間(12月下旬)

\*開館時間・休館日は、博物館・川越城本丸御殿・川越市蔵造り資料館とも原則として同じ  
(館内消毒・特別整理期間は博物館のみ休館、蔵造り資料館は1月2日から開館)

7月							8月							9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5			3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	
6	7	8	9	10	11	12	10	11	12	13	14	15	16	7	8	9	10	11	12	13
13	14	15	16	17	18	19	17	18	19	20	21	22	23	14	15	16	17	18	19	20
20	21	22	23	24	25	26	24	25	26	27	28	29	30	21	22	23	24	25	26	27
27	28	29	30	31										28	29	30				

●印は、3館休館(博物館、資料館、本丸御殿) ●印は、1館休館(博物館)

### ◆交通案内

東武東上線・JR川越線 川越駅より  
または西武新宿線 本川越駅より、

●東武バスにて「蔵のまち経由」乗車札の辻バス停下車徒歩10分、または「小江戸名所めぐり」乗車博物館前バス停下車徒歩0分

●イーグルバスにて「小江戸巡回バス」乗車博物館・美術館前バス停下車徒歩0分

※御来館の際は、なるべく電車、バスを御利用ください。



## 博物館の最新情報をパソコン又は携帯電話へ配信します

メール配信を希望される方は、川越市ホームページのオンライン「メール配信サービス」から「博物館メール配信」の登録を行ってください。携帯電話では、右のQRコードから登録の手続きができます。随時最新の情報等を配信します。

※登録料および情報提供料は無料ですが、インターネット接続やメールの受信などにかかる費用は利用者の負担となります。



発行日 平成26年7月25日 発行 川越市立博物館

〒350-0053 川越市郭町2丁目30番地1 TEL049-222-5399 FAX049-222-5396

Eメール hakubutsukan@city.kawagoe.saitama.jp ホームページ <http://museum.city.kawagoe.saitama.jp/>